

基総発0401第1号  
平成28年4月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局総務課長

「裁判所等からの文書提出命令等に対する具体的な対応について」の改正について

裁判所等からの文書提出命令等に係る具体的な対応については、平成14年3月13日付け基総発第0313001号（平成18年11月22日改正）「裁判所等からの文書提出命令等に対する具体的な対応について」（以下「本通達」という。）により指示してきたところである。

平成28年4月1日に、都道府県労働局に雇用環境・均等部又は雇用環境・均等室が設置されたことに伴い、別添のとおり、本通達を改正することとしたので、今後の取扱いに遺憾なきを期されたい。

(別添：下線部改正部分)

平成14年 3月13日

平成18年11月22日 改正

平成28年 4月 1日 改正

## 裁判所等からの文書提出命令等に対する具体的な対応について

労働基準行政機関の保有する文書については、業務上災害に係る損害賠償請求訴訟等に関連し、裁判所等からこれらの文書の開示を求められることが多くなるものと考えられることから、その対応については、平成14年3月13日付け基発第0313008号「裁判所等からの文書提出命令等に対する取扱いについて」の記の第1の4により、調査の嘱託及び文書送付の嘱託がなされた場合には、原則これに応じる立場から適切に対応することとされたところである。しかしながら、強制手続きである文書提出命令と異なり、調査の嘱託及び文書送付の嘱託に係る対応については、職務上知り得た私人の秘密に関する情報の保護及び公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれ等に十分配慮を要することから、具体的には下記により対応することとするので、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

### 記

#### 1 調査の嘱託について

調査の嘱託は、文書送付の嘱託が書証として労働基準行政機関が保有する文書そのものの送付を求めるものであるのに対し、書証としてではなく、調査事項について文書による報告を求める点で異なるが、職務上知り得た私人の秘密に関する情報の保護及び公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれ等に十分配慮した上で、客観的事実について報告すること。

#### 2 文書送付の嘱託について

##### (1) 対象となる文書

裁判所から、労働基準行政機関が保有する労働災害の発生状況等客観的事実を把握できる文書や関係者からの証言等の文書について提出を求められた場合には、職務上知り得た私人の秘密に関する情報の保護及び公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるか否か等に十分配慮し、適切な対応を行うべきものである。

これを踏まえ、文書送付の嘱託に応じて提出する主な文書は次のとおりとすること。

ア 関係者からの提出文書

- (7) 事業主から届出のあった各種報告書、就業規則届又は労使協定届
- (1) 事業主が作成した出勤簿、賃金台帳、勤務時間表、超過勤務証明書、業務日誌等業務内容報告書、人事経歴簿、人員組織構成表、配置表又は作業手順表
- (ウ) 事業主からの回答書（業務内容、勤務実態等に関するもの）
- (イ) 定期健康診断実施結果（被災者のもの）
- (オ) 事故に関係した機器類の機能等（寸法、規格等を含む）の説明書
- (カ) 被災者又は当該被災者の親族、上司、同僚その他の関係者（以下「親族等」という。）が作成した手帳、日記、メモ等
- (キ) 労災保険の支給請求書
- (ク) 各種許認可申請書

イ 関係者からの聴取書等

被災者本人又は当該被災者の親族等の聴取書、陳述書等

ウ 労働基準行政機関が発出した文書

- (7) 労災保険支給（不支給）決定通知書等（控）
- (イ) 是正勧告書（控）
- (ウ) 指導票（控）
- (エ) 安全衛生指導書（控）
- (オ) 主治医に対する意見照会書（控）
- (カ) 各種許認可書（控）

エ 医師の作成した文書等

- (7) 主治医作成の診断書、診療録、レントゲン写真、検査結果又は死亡診断書
- (イ) 主治医又は専門医作成の意見書又は鑑定書
- (ウ) 公的機関からの回答書  
(気象台からの回答書、検死調査等警察からの回答書)

オ 他の官公署からの各種証明書等（上記エ(ウ)に掲げるものを除く。以下同じ。）

カ 労働基準行政機関の職員が作成した復命書等

(2) 具体的手続について

強制手続である文書提出命令とは異なり、文書送付の嘱託に対して労働基準行政機関が保有する上記(1)の文書を裁判所に提出するに当たっては、

- ① 文書提出者等が当該文書の一部分について開示を望まない場合には、当該部分を黒塗りして提出すること
- ② 同意の確認に関する経過については記録すること。  
留意するとともに、それぞれ下記により対応すること。

ア 関係者からの提出文書

文書送付の嘱託申立人（以下「申立人」という。）から提出された文書については、文書送付の嘱託を申し出た時点で裁判所への提出に同意しているものと考えられることから、その写しを提出すること。

申立人以外の者から提出された文書については、当該者の利害に配慮する必要があることから、裁判所からの文書送付の嘱託に応じてよいかどうか、当該者に対し同意確認を行った上で、同意が得られた場合にのみ、その写しを提出すること。

また、同意が得られなかった場合には、当該文書の標題のみを回答すること。  
なお、当該文書に、申立人以外の者に係る情報が記載されている場合には、当該部分を黒塗りして提出すること。

イ 関係者からの聴取書等

申立人の聴取書等については、文書送付の嘱託を申し出た時点で裁判所への提出に同意しているものと考えられることから、その写しを提出すること。

申立人以外の者の聴取書等については、当該者の秘密に関する情報の保護に十分配意する必要があることから、次の手順により処理すること。

- (ア) 聽取した者に対し、裁判所からの文書送付の嘱託に応じてよいかどうかの同意確認を行うこと。  
(イ) 同意が得られた場合には聴取書等の写しを裁判所に提出することとするが、同意が得られない場合にはその旨、次の例を参考に文書により裁判所に回答すること。

「〇月〇日、文書送付の嘱託のあった件につき、〇〇ほか〇名の聴取書(写)を別添のとおり送付します。なお、〇名については本人の同意が得られなかつたため提出は差し控えます。」

※ 同意の得られなかつた者についてはその人数のみを回答すること。ただし、同意しない者が訴訟の相手方当事者であるときは、同意しない者の氏名を秘匿する必要がないので、この場合は相手方当事者の氏名を回答して差し支えないこと。

ウ 労働基準行政機関が発出した文書

労働基準行政機関が、申立人に発出した文書については、文書送付の嘱託を申し出た時点で裁判所への提出に同意しているものと考えられることから、その写しを提出すること。なお、当該文書に、申立人以外の者に係る情報が記載されている場合には、当該部分を黒塗りして提出すること。

申立人以外の者に発出した文書については、当該者の秘密に関する情報の保護に十分配意する必要があることから、上記イの手順に準じて処理すること。

エ 医師の作成した文書等

医師の意見書等の文書については、医師等が職務上知り得た事実で秘密にすべき事項が含まれている場合があるため、当該医師等に対し、裁判所からの文書送付の嘱託に応じてよいかどうかの同意確認を行った上で、同意が得られた場合にのみ、その写しを提出すること。

なお、同意が得られなかつた場合には、上記イの(イ)の手順に準じて処理すること。

オ 他の官公署からの各種証明書等

基本的には他の官公署において提出を判断すべきことであるが、災害発生後

相当期間経過し、当該証明書等を保有していないなど、当時の証明等を改めて当該官公署から求めることが困難な場合に限り、労働基準行政機関が文書提出に協力すること。

#### 力 労働基準行政機関の職員が作成した復命書等

労働基準行政機関の職員が作成した復命書等の文書に係る文書送付の嘱託がなされた場合には、当該文書の記載内容に応じて個別に対応すること。

文書提出の範囲は、原則として、①調査担当官が職務上知ることができた事業場等にとっての私的な情報に関する部分とし、②行政内部の意思形成過程に関する情報の部分については、黒塗りして提出すること。

なお、①の情報に該当するもののうち、申立人に係る情報については、文書送付の嘱託を申し出た時点で裁判所への提出に同意しているものと考えられることから、該当部分について提出することとなるが、申立人の相手方当事者に係る情報については、裁判所からの文書送付の嘱託に応じてよいかどうかの同意確認を行い、同意が得られなかった部分については、公知の事実を除き、提出しないこと。申立人及び申立人の相手方当事者以外の第三者を特定する情報については、同意確認が困難であることから、黒塗りして提出すること。

同意確認に際して、対象文書そのものの提示が困難である場合には、提出対象とされる各情報の項目を列挙して提示をするなど、包括的な方法によらざるを得ないものであることから、同意の判断に当たっては、守秘義務の観点から慎重に行う必要があることに留意すること。

また、関係者から聴取した内容がそのまま記載又は引用されている部分や、医師の作成した文書等からそのまま記載又は引用されている部分については、当該部分について、上記(2)のイないしはエと同様に取り扱うこと。

#### (3) 担当裁判所書記官等への説明等

上記の(2)の結果、文書を提出することができない場合及び申立人からの申出の内容に照らし、十分応えることができない場合には、担当裁判所書記官等に対してその理由を詳しく説明し、理解を得るべく努めることが肝要であること。

また、このような場合であっても、調査内容における客観的事実についての回答をすることにより対応が可能である場合には、記の1に準じて対応すること。

### 3 本省との協議について

調査の嘱託又は文書送付の嘱託がなされ、本省と協議を行う必要がある場合には、それぞれの業務所管課に対して行うこと。

なお、都道府県労働局労働基準部所管課及び総務部労働保険徴収主務課（東京労働局にあっては労働保険徴収部所管課）が本省労働基準局担当課と協議する場合は、都道府県労働局労働基準部監督課を窓口とし、本省労働基準局総務課を経由して行うこと。

また、都道府県労働局雇用環境・均等部又は雇用環境・均等室が労働基準行政に係る文書等について本省労働基準局担当課と協議する場合は、都道府県労働局雇用

環境・均等部企画課又は雇用環境・均等室を窓口とし、本省労働基準局総務課を経由して行うこと。

また、裁判所が文書提出命令の決定に先立って行う審尋において意見を述べるに当たって事前に協議する場合も同様とすること。

事務連絡  
平成24年3月27日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課労災保険審理室長

文書提出命令に係る意見書例等の送付について

文書提出命令の申立てがあった場合の留意事項については、平成23年6月15日付け事務連絡「文書提出命令に係る業務参考資料の送付等について」の記の2に示したところであるが、文書提出命令に係る審査手続に基づき裁判所から意見を求められた場合（民訴法223条2項）の意見書例を下記1のとおり作成したので、意見書の作成に当たって参考とされたい。

また、下記の2、3のとおり、文書提出命令に係る関係資料を送付するので併せて参考とされたい。

記

1 意見書例

(1) 意見書例1 「原告被災者遺族から、被告会社社員の聴取書等について、文書提出命令の申立てがあったもの」(1頁)

(2) 意見書例2 「被告会社から、原告の聴取書について、文書提出命令の申立てがあったもの」(19頁)

2 文書提出命令申立一覧（平成23年度追加）(31頁)

3 文書提出命令に係る決定(平成23年12月16日 岡山地方裁判所)(35頁)



**意見書例 1 原告被災者遺族から、被告会社社員の聴取書等について、文書提出命令の申立てがあったもの**

**【対象文書】**

1. 「聴取書」(被告会社社員聴取)
2. 「精神障害等の業務起因性判断のための調査票」
3. 「実地調査復命書」(被災者の自殺にかかる業務上外)

**【労災認定概要】精神障害事案（業務上）**

被災者は(株)〇〇〇（以下「被告会社」という。）に所属し、建築現場において、施工管理業務に従事していたが工期が短かったこともあり時間外労働や休日労働が続く中、自宅内で絶死しているところを発見された。

被災者の遺族（以下「原告被災者遺族」という。）は、被災者の死亡は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し遺族補償給付及び葬祭料の請求を行ったところ、監督署長は、調査の結果、被災者は業務による心理的負荷に起因して精神障害を発症し、自殺に至ったものと判断し、これらを支給する旨の処分を行った。

**【文書提出命令申立概要】**

原告被災者遺族が被告会社に対し損害賠償を求めた民事訴訟において、原告被災者遺族より、証明すべき事実を『被告会社における過重労働が原因で、被災者がうつ病を発症し、その結果死に至った事実』として、監督署長が所持する本件業務上外認定に関する文書について、文書提出命令の申立てがあったもの。

なお、原告被災者遺族は、当該文書提出命令の申立てに先立ち、個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示請求により、対象文書2, 3についてはその写しの交付を受けている。

- ※ 個人情報保護法に基づく開示請求により、既に文書の写しの交付を受けている書証の申出を文書提出命令によってする必要性が認められないとの主張部分については.....線を付している。
- ※ 事案の内容によって、文言の変更を要する部分については\_\_\_\_\_線を付している。

(意見書例 1)

平成〇年(〇)第〇〇〇号文書提出命令申立て事件

基本事件 平成〇年(〇)第〇〇〇号 損害賠償請求事件

原告 ○○ ○○ 外

被告 株式会社〇〇〇

文書提出命令の申立てに対する意見書

平成〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所第〇民事部

裁判官 ○○ ○○ 殿

〇〇労働基準監督署長

平成〇年〇月〇日付けの「審尋書」について、下記のとおり意見を述べる。

記

第 1 本件文書提出命令の申立ての対象文書

平成〇年〇月〇日付け文書提出命令申立て書による文書提出命令の申立て

(以下「本件申立て」という。)は、原告〇〇〇〇及び〇〇〇〇と被告株式

会社〇〇〇（以下「被告会社」という。）との間の〇〇地方裁判所平成〇年（〇）第〇〇〇号損害賠償請求事件において、原告らが文書の所持者である本職に対し、①会社関係者聴取書、②精神障害等の業務起因性判断のための調査票、③被災者の自殺に係る業務上外についての実地調査復命書の提出を求めるものである。

本件申立ての対象文書は、次に掲げる各文書（以下「本件各文書」という。）と特定する。

- 1 平成〇年〇月〇日付け聴取書（以下「本件文書1」という。）
- 2 平成〇年〇月〇日付け聴取書（以下「本件文書2」という。）
- 3 平成〇年〇月〇日付け聴取書（以下「本件文書3」という。）
- 4 様式1精神障害等の業務起因性判断のための調査票（以下「本件文書4」という。）
- 5 復命年月日平成〇年〇月〇日実地調査復命書（以下「本件文書5」という。）

## 第2 意見の要旨

- 1 本件文書1ないし3は、民事訴訟法220条4号ロに掲げる文書に該当する。
- 2 本件文書4のうち被告会社関係者からの聴取内容を引用した部分は、民事訴訟法220条4号ロに掲げる文書に該当する。

なお、本件文書4のうち、被告会社関係者からの聴取内容を引用した部分以外の部分は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）に基づく保有個人情報の開示請求に対する平成〇年〇月〇日付けの開示決定により、申立人に対し既にその写しを交

付していることから、当該開示決定において一部不開示とされた部分（開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報等）を除き、書証の申出を文書提出命令の申立てによってする必要性が認められない。

3 本件文書5のうち「署長意見」欄・「調査官意見」の項目は、民事訴訟法220条4号口に掲げる文書に該当する。

なお、本件文書5については、個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示請求に対する平成〇年〇月〇日付けの開示決定により、「署長意見」欄・「調査官意見」の項目も含め、申立人に対し既にその写しを交付していることから、当該開示決定において一部不開示とされた部分（開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報）を除き、書証の申出を文書提出命令の申立てによってする必要性が認められない。

### 第3 民事訴訟法220条4号口について

#### 1 民事訴訟法220条4号口「公務員の職務上の秘密」の意義

民事訴訟法220条4号口にいう「公務員の職務上の秘密」とは、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいうと解すべきである（最高裁判所昭和52年12月19日第二小法廷決定・刑集31巻7号1053ページ、最高裁判所昭和53年5月31日第一小法廷決定・刑集32巻3号457ページ参照）。そして、上記「公務員の職務上の秘密」には、公務員の所掌事務に属する秘密だけでなく、公務員が職務を遂行する上で知ることができた私人の秘密であって、それが本案事件において公にされることにより、私人との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な運営に支障を来すこととなるものも含まれると解すべきである（最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定・民集59巻8号2265ページ）。

#### 2 民事訴訟法220条4号口「その提出により公共の利益を害し、又は公

### 務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」の意義

民事訴訟法220条4号ロにいう「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」とは、単に文書の性格から公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずる抽象的なおそれがあることが認められるだけでは足りず、その文書の記載内容からみてそのおそれの存在することが具体的に認められることが必要であると解される（前掲最高裁平成17年10月14日第三小法廷決定）。

そして、公務員の職務上の秘密に関する文書が、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるものといえるかどうかは、個々の文書ごとに、その性質、法的根拠、記載内容・方法、公にされた場合の弊害の有無、内容、程度等を考慮して判断すべきである（松並重雄・最高裁判所判例解説民事篇平成17年（下）728ページ（注26））。また、その判断に当たっては、インカメラ手続等によつて、当該文書の具体的内容を十分に把握した上でされるべきである（同）。

### 第4 最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定の要旨

第5において本件各文書について検討する前提となる最高裁判所の決定について、その要旨を記載する。

- 1 文書提出命令に関しては、労働安全衛生法に基づき労働災害の発生原因等の調査結果が記載された災害調査復命書が民事訴訟法220条4号ロに該当するか否かが争われた事件についての最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定（以下「最高裁決定」という。）が示されており、その要旨は以下のとおりである。
  - 2 労働災害が発生した際に労働基準監督官等の調査担当者が労働災害の発生原因を究明し同種災害の再発防止策等を策定するために調査結果等を踏まえた所見をとりまとめて作成した災害調査復命書には、①当該調査担当

者が事業者や労働者らから聴取した内容、事業者から提供を受けた関係資料、当該事業場内での計測、見分等に基づいて推測、評価、分析した事項という当該調査担当者が職務上知ることができた当該事業者にとっての私的な情報のほか、②再発防止策、行政指導の措置内容についての当該調査担当者の意見、署長判断及び意見等の行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されている。

「②の情報」に係る部分は、行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されたものであり、その記載内容に照らして、これが本案事件において提出されると、行政の自由な意思決定が阻害され、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在することは明らかである。

「①の情報」に係る部分は、事業者や労働者らからの聴取内容がそのまま記載されたり、引用されたりしているわけではなく、当該調査担当者において、他の調査結果を総合し、その判断により上記聴取内容を取捨選択して、その分析評価と一体化させたものが記載されていること、調査担当者には、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査するなどの権限があり、これらに応じない者は罰金に処せられることとされていることなどにかんがみると、「①の情報」に係る部分が本案事件において提出されることにより公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するということはできない。

## 第5 本件各文書の検討

### 1 本件文書1ないし3について

#### (1) 本件文書1ないし3の概要

本件文書1ないし3は、いずれも、労働基準監督署の調査担当者が供述者から聴取した内容がそのまま記載されている。具体的には、冒頭において、住所、職業、氏名及び生年月日により供述者が特定された上、

特定の日付、場所において「次のとおり聴取した」旨記載され、当該記載以降、聴取書のほぼ全般にわたって、供述者を一人称とする口語調の聴取内容が、内容に応じて項目を付された上で記載されている。そして、その末尾には、当該供述者において記載された聴取内容に誤りがないことを確認して署名押印した旨の記載とともに、当該供述者の署名押印がされている。聴取内容の表現は、主観的なもので、また、聴取に係る事実の経験者の供述として迫真性の高いものになっている。また、上記聴取書に、調査担当者の分析評価等は含まれていない。

(2) 本件文書1ないし3に記載された聴取内容

本件文書1ないし3に記載された聴取内容は、供述者の主観的評価も交えた被告会社の労務管理の状況（本件文書1ないし3）、被災者の勤務状況（本件文書2、3のみ）、被災者が担当した工事現場の状況（本件文書2、3のみ）等のほか、故〇〇〇〇氏（以下「被災者」という。）の性格・能力・勤務態度等に対する供述者の個人的な印象・評価（本件文書1ないし3）といった供述者の内心に属する事項や、供述者の住所、職業、氏名及び生年月日（本件文書1ないし3）、供述者自身の経歴（本件文書1ないし3）、供述者自身の勤務実態（本件文書3のみ）といった専ら供述者の個人的な事項も含まれている。

(3) 本件文書1ないし3に記載された聴取内容は、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められ、これを提出することにより、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すること

ア 本件文書1ないし3に記載された聴取内容は、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められること

本件文書1ないし3に記載された聴取内容は、供述者の個人的な事項

も含めてほぼそのまま記載され、公務員が職務上知り得た私人の秘密に該当するものであり、これが本案事件において提出されることにより、調査に協力した関係者との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な運営に支障を来すこととなるということができるから、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められる。

イ 本件文書1ないし3を提出することにより、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すること

本件文書1ないし3に係る供述者は、いずれも、聴取内容が飽くまで労災請求に対する判断の資料として用いられるものとの前提で聴取に応じているものと考えられる。したがって、聴取内容が広く一般に公開されることまで受け入れ、若しくは予想して供述に応じているものではないと考えるべきである。

そして、本件文書1ないし3においては、当該聴取内容が調査担当者によって総合されることもなく、また、調査担当者の分析評価と一体化されることもなくそのまま記載され、かつ、当該聴取内容に係る供述者が特定されているから、これを開示することにより、当該労災認定の手続において、当該供述者がどのような事項を供述したかがその内心に属する事項とともに明らかとなる。また、当該供述者の供述が労災請求に対する判断にどのような影響を及ぼしたかを推測し得ることとなる。 そうなれば、供述者において、当該労災認定の結果や供述内容について利害を有する者から、当該供述者の供述により不利益を被ったとして有形・無形の不利益な取扱いや当該供述者の供述により心情を害されたなどとして抗議を受けることを危惧することは十分に考えられる。

そうであるからこそ、労働基準監督署長としても、聴取書等を提出す

るような場合には、提出するについて供述者の同意の有無を確認することとしているのである。また、労働基準監督署長による確認を受けた上で提出に同意しなかった供述者としては、それにより聴取書等を提出されないことについてより高い期待・信頼を抱くことになっていりというべきである（なお、本件文書1ないし3に係る供述者は、いずれも、当該文書を提出することについて同意しない旨の意思を表示している。）。

しかも、本件文書1ないし3に記載された聴取内容は、上記(2)で述べたとおり、供述者の主観的評価も交えた被告会社の労務管理の状況（本件文書1ないし3）、被災者の勤務状況（本件文書2、3のみ）、被災者が担当した工事現場の状況（本件文書2、3のみ）等のほか、被災者の性格・能力・勤務態度等に対する供述者の個人的な印象・評価（本件文書1ないし3）といった供述者の内心に属する事項や、供述者の住所、職業、氏名及び生年月日（本件文書1ないし3）、供述者自身の経歴（本件文書1ないし3）、供述者自身の勤務実態（本件文書3のみ）といった専ら供述者の個人的な事項も含まれているのである。

さらにいえば、本件申立ての立証趣旨（被告会社における過重労働が原因で、被災者がうつ病を発症し、その結果死に至った事実）との関係において、上記のような事項がすべて明らかにされる必要があるとも考え難い。

自らの個人的な事項に関する供述がその供述したままに、しかもそれが真に必要とされるわけでもないところで提出されて一般に公開されることとなれば、何人でも原則として閲覧でき、また当事者（労災請求の請求人に限られない。）及び利害関係者に謄写され得る状態（民事訴訟法91条）となり、その結果、聴取内容が飽くまで労災請求に

対する判断の資料として用いられるものであるとの供述者からの信頼を著しく損ない、以後関係者の協力を得ることが著しく困難となるというべきである。

したがって、本件文書1ないし3を提出することにより、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在することは明らかである。

(4) 本件文書1ないし3は、最高裁決定に照らしても、その提出により公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すると考えられること

上記第4の最高裁決定は飽くまで事例判断に過ぎない（松並重雄・最高裁判所判例解説民事篇平成17年（下）728ページ（注26））ものではあるが、本件文書1ないし3は、上記(3)のアに述べたとおり、公務員が職務上知り得た私人の秘密に関する情報が記載されており、これは最高裁決定が示した「①の情報」に形式的には該当するものである。

しかしながら、最高裁決定は「①の情報」に係る部分について、「聴取内容がそのまま記載されたり、引用されたりしているわけではなく、当該調査担当者において、他の調査結果を総合し、その判断により上記聴取内容を取捨選択して、その分析評価と一体化させたものが記載されていること」を理由として、「①の情報」に係る部分が提出されることにより公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するということはできないと判断されたものである。そうすると、本件文書1ないし3には、上記(3)のイに述べたとおり、聴取内容が調査担当者によって総合されることもなく、また、調査担当者の分析評価と一体化されることもなくそのまま記載されていることから、最高裁決定に照らしても、本件文書1ないし3はこれを提出することにより公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するというべきである。

(5) 調査権限や罰則が存在するとしても、聴取内容を提出することにより、供述者の協力を得ることが困難となり、公務の遂行に著しい支障を生ずること

上記第4の最高裁決定は、災害調査復命書には、関係者からの聴取内容がそのまま記載されているわけではないことのみならず、労働基準監督署長には、関係者からの報告の提出等の権限があり、これに応じない場合の罰則も設けられていることも合わせて関係者の協力を得ることが著しく困難とはならないと判断している。

しかし、最高裁決定でいう権限や罰則は、労働安全衛生法に基づくものであり、同法の違反（同法120条4号、5号）については、労働基準監督官は同法92条に基づき、自ら捜査し、検察庁に送致できるものである。一方、本件における関係者からの報告の提出等の権限や罰則に関しては、労働者災害補償保険法に基づくものであり、同法の違反（同法53条1号、2号）について、労働安全衛生法におけるように労働基準監督官が自ら捜査する権限はなく、警察機関に告発するのみである。このように、労働安全衛生法に基づく権限と労働者災害補償保険法に基づく権限は強制力の程度が異なっており、これらを同視することはできない。

のことから、労働者災害補償保険法に基づく調査権限は、労働安全衛生法におけるような捜査権限を背景にしたものではないことから、関係者との信頼関係がより重要となるところである。

したがって、本件のように、労災認定に関する調査において、その円滑な遂行のために十分な供述を得るために、供述の契機があるということだけでは足りず、供述者の積極的な態度や自由な会話の機会を持つことが必要かつ重要であり、そのためには供述者の信頼を確保することが必要である。

関係者が、民事訴訟において一般に公開され、何人でも原則として閲覧でき、当事者・利害関係者に贈写され得る状態となることを懸念して調査への協力を拒む場合に、罰則を背景とした強制的な契機により供述を求めたとしても、供述者の反感を買い、調査担当者の質問に対する必要最小限の回答しか得られないことは明らかである。そのような場合、一応虚偽ではない回答を得ることができたとしても、調査の円滑な遂行に十分な回答や、新たな調査の観点、端緒となるような回答を得ることができなくなる。調査担当者は事故の関係者等ではないから、当初の資料（請求人の提出した主張や客観的な資料）から知り得る情報は限られている。そこから見い出される調査の観点、端緒のみに基づき質問を行い、回答を得られたとしても、限定的な情報しか得られない。関係者の積極的な供述を得ることにより、新たな事実・端緒を得ることができ、さらにそれに基づく調査を行うことにより、適正な事実認定が可能となるのである。適正な事実認定を円滑に行うことができなければ、公務の遂行に著しい支障を生ずることは明らかである。

#### (6) 烏取地方裁判所倉吉支部平成21年9月29日決定について

鳥取地方裁判所倉吉支部平成21年9月29日決定（公刊物未登載）は、本件と同様に労災認定の手続において作成された同僚等の聴取書等について、民事訴訟法220条4号ロに該当すると判断し、労働基準監督署長の文書提出義務を否定した。同決定については上訴がなく確定している。

## 2 本件文書4について

### (1) 本件文書4の概要

本件文書4は、精神障害等の業務上外の判断のための調査票であり、労働基準監督署の調査担当者が調査結果を所定の様式にまとめたもので

ある。

本件文書4には、一定の様式に、①被告会社の事業概要、②事案の概要、③就業条件等一般的な事項、④出現した心身の症状等に関する事項、⑤自殺の状況等に関する事項、⑥業務による心理的負荷に関する事項、⑦業務以外の心理的負荷に関する事項、⑧個体側要因に関する事項、⑨主治医・産業医の意見、⑩請求人提出の意見書の項目に分かれている。

これらのうち、④、⑥～⑧の項目のうちに、原告や被告会社関係者からの聴取内容が引用されており、併せて供述者の氏名が明記されている。

#### (2) 本件文書4の不提出部分

本件文書4のうち不提出部分は、被告会社関係者の聴取内容を引用した部分である。

当該部分には、被告会社関係者の聴取書に記載された内容のうち、被告会社の業務内容、被告会社の労務管理の状況等が主觀的評価も交えて述べられた部分のみならず、被災者の性格・能力・勤務態度等に対する供述者の個人的な印象・認識・評価等が述べられた部分も引用されています。しかも、聴取書に記載された事項の一部が、「私」との記載を特定の苗字に変更する、語尾を整えるなどの変更を加えただけで、供述者がだれであるかが特定された上でほぼそのまま引用されている。

#### (3) 本件文書4のうち被告会社関係者の聴取内容を引用した部分は、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められ、これを提出することにより、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すること

ア 本件文書4のうち被告会社関係者の聴取内容を引用した部分は、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められること

本件文書4のうち被告会社関係者の聴取内容を引用した部分は、供述

者の個人的な印象等も含めてほぼそのまま記載され、公務員が職務上知り得た私人の秘密に該当するものであり、これが本案事件に提出されることにより、調査に協力した関係者との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な運営に支障を来すこととなるということができるから、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められる。

イ 本件文書4のうち被告会社関係者の聴取内容を引用した部分を提出することにより、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すること

本件文書4のうち被告会社関係者の聴取内容を引用した部分には、上記(2)に述べたとおり、当該聴取内容が調査担当者によって総合されることもなく、また、調査担当者の分析評価と一体化されることもなく引用され、かつ、当該聴取内容ごとに供述者が特定されているから、これを開示することにより、当該労災認定の手続において、当該供述者がどのような事項を供述したかがその内心に属する事項とともに明らかになる。また、当該供述者の供述が労災請求に対する判断にどのような影響を及ぼしたかを推測し得ることとなる。そうなれば、供述者において、当該労災認定の結果について利害を有する者や供述内容が特定の者に不利益を与えるおそれがある者から、当該供述者の供述により不利益を被った、心情を害されたなどとして抗議や有形・無形の不利益な取扱い等を受けることを危惧することは十分に考えられる。

そうであるからこそ、労働基準監督署長としても、聴取書等を提出するような場合には、提出するについて供述者の同意の有無を確認することとしているのである。また、労働基準監督署長による確認を受けた上で提出に同意しなかった供述者としては、それにより聴取書等を

提出されないことについてより高い期待・信頼を抱くことになってい  
るというべきである。

しかも、本件文書4に引用された聴取内容には、上記(2)に述べたと  
おり、供述者の主観的評価を交えた被告会社の労務管理の状況や、被  
災者の性格・能力・勤務態度等に対する供述者の個人的な印象・認識・  
評価等といった供述者の内心に属する事項も含まれ、かつ、供述者が  
だれであるかが特定された上でそのまま引用されているのである。さ  
らにいえば、本件申立ての立証趣旨(被告における過重労働が原因で、  
被災者がうつ病を発症し、その結果死に至った事実)との関係におい  
て、上記のような事項がすべて明らかにされる必要があるとも考え難  
い。

自らの個人的な事項に関する供述が基本的にその供述をしたままに、  
しかもそれが真に必要とされるわけでもないところで提出されて一般  
に公開されることとなれば、何人でも原則として閲覧でき、また当事  
者及び利害関係者に謄写され得る状態（民事訴訟法91条）となり、そ  
の結果、聴取内容があくまで労災請求に対する判断の資料としてのみ  
用いられるものであるとの信頼を著しく損なうことになることは明ら  
かであり、以後関係者の協力を得ることが著しく困難となるというべ  
きである。

したがって、本件文書4のうち被告会社関係者の聴取内容を引用した  
部分は、これを提出することにより、公務の遂行に著しい支障が生ず  
るおそれが具体的に存在することは明らかである。

(4) 本件文書4のうち被告会社関係者の聴取内容を引用した部分は、最高裁  
決定に照らしても、その提出により公務の遂行に著しい支障を生ずるおそ  
れが具体的に存在すると考えられること

上記第4の最高裁決定は飽くまで事例判断に過ぎない（松並重雄・最

高裁判所判例解説民事篇平成17年（下）728ページ（注26）ものではあるが、本件文書4のうち被告会社関係者の聴取内容を引用した部分は、上記(3)のアに述べたとおり、公務員が職務上知り得た私人の秘密に関する情報が記載されており、これは最高裁決定が示した「①の情報」に形式的には該当するものである。しかしながら、最高裁決定は「①の情報」に係る部分について、「聴取内容がそのまま記載されたり、引用されたりしているわけではなく、当該調査担当者において、他の調査結果を総合し、その判断により上記聴取内容を取捨選択して、その分析評価と一体化させたものが記載されていること」を理由として、「①の情報」に係る部分が提出されることにより公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するということはできないと判断されたものである。そうすると、本件文書4のうち被告会社関係者の聴取内容を引用した部分には、上記(3)のイに述べたとおり、聴取内容が調査担当者によって総合されることもなく、また、調査担当者の分析評価と一体化されることもなくそのまま記載されていることから、最高裁決定に照らしても、本件文書4のうち被告会社関係者の聴取内容を引用した部分はこれを提出することにより公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するというべきである。

### 3 本件文書5について

#### (1) 本件文書5の概要

本件文書5は、被災者に係る遺族補償一時金及び葬祭料の労災請求についての実地調査復命書であり、労働基準監督署の調査担当者による保険給付に関する調査結果が一定の様式によりとりまとめられたものである。

本件文書5は、一定の様式の復命書に、調査内容、調査官意見及び署

長意見が一体となって実地調査復命書を構成している。

本件文書5に具体的に記載されている項目は、①〇〇労働局地方労災医員協議会意見書の要旨、②被災者の精神障害の発症年月日、③遺族關係等について、④被災者の平均賃金及び特別給与の額に分けられている。  
また、調査官意見は「調査官意見」欄に「後述のとおり」と記載され、本文最後の頁に掲載されている。

(2) 本件文書5のうち「署長意見」欄及び「調査官意見」の項目について  
本件文書5には、「署長意見」及び「調査官意見」が記載されており、  
当該部分は、民事訴訟法220条4号ロに掲げる文書に該当するものであるが、上記第2の3のなお書きに記載したとおり、申立人は既に個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示手続により当該部分が開示された本件文書5の写しを所持していることから、当該開示手続において不開示とされた開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報を除き、書証の申出を文書提出命令の申立てによってする必要は認められないものである。

なお、「署長意見」欄及び「調査官意見」の項目に係る部分が民事訴訟法220条4号ロに該当する理由について、念のため以下に述べる。

ア 本件文書5のうち「署長意見」欄及び「調査官意見」の項目は、公務員の所掌事務に属する秘密が記載されたものであること  
本件文書5の「署長意見」欄及び「調査官意見」の項目に記載された内容は、被災者の精神障害に関する業務上外の判断についての行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されているものであり、かつ、厚生労働省内において組織的に利用される内部文書であって、公表を予定していないものであるから、「署長意見」欄及び「調査官意見」の項目は公務員の所掌事務に属する秘密が記載されたものである。

イ 本件文書5のうち「署長意見」欄及び「調査官意見」の項目を明ら

かにすることにより、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すること

本件文書5のうち「署長意見」欄及び「調査官意見」の項目には、行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されているものであり、かつ、厚生労働省内において組織的に利用される内部文書であって、公表を予定していないものである。これらの記載が本案事件において提出されると、行政の自由な意思決定が阻害されることになることから、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在することは明らかである。

(3) 本件文書5のうち、「署長意見」欄及び「調査官意見」の項目は、最高裁決定に照らしても、その提出により公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すると考えられること

上記第4の最高裁決定は飽くまで事例判断に過ぎない（松並重雄・最高裁判所判例解説民事篇平成17年（下）728ページ（注26））ものではあるが、本件文書5のうち「署長意見」欄及び「調査官意見」の項目には、上記(2)に述べたとおり、行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されており、これは最高裁決定が示した「②の情報」に該当するものである。最高裁決定は「②の情報」に係る部分について、「行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されたものであり、その記載内容に照らして、これが本案事件において提出されると、行政の自由な意思決定が阻害され、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在することが明らかである」と判断されたものである。そうすると、本件文書5のうち「署長意見」欄及び「調査官意見」の項目は、最高裁決定に照らしても、これを提出することにより公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在することは明らかである。

**意見書例2 被告会社から、原告の聴取書について、文書提出命令の申立てがあったもの**

**【対象文書】**

**1. 「聴取書」(原告聴取)**

**【労災認定概要】精神障害事案（業務外）**

原告は△△△(株)に所属し、事務職として勤務していたが、△△△(株)のグループ会社である○○○(株)（以下「被告会社」という。）の社員の送別会の場において、被告会社取締役らから、セクシュアルハラスメント受けたことが原因で精神障害を発症したとして、監督署長に対し療養の費用及び休業補償給付の請求を行った。

監督署長は、調査の結果、原告の疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを不支給とする旨の処分を行った。

**【文書提出命令申立概要】**

原告が被告会社に対し損害賠償を求めた民事訴訟において、被告会社より、証明すべき事実を『原告が精神疾患を罹患した原因出来事であると主張する送別会が被告会社の業務とは関係ないものであること』として、本件業務上外認定に関する文書について、監督署長が所持する文書提出命令の申立てがあったもの。

※ 事案の内容によって、文言の変更を要する部分については\_\_\_\_線を付している。

(意見書例2)

平成〇年(〇)第〇〇〇号文書提出命令申立事件

基本事件 平成〇年(〇)第〇〇〇号 損害賠償請求事件

原告 ○〇〇〇

被告 ○〇〇株式会社

**文書提出命令の申立てに対する意見書**

平成〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判官 ○〇 〇〇 殿

〇〇労働基準監督署長

平成〇年〇月〇日付けの「審尋書」について、下記のとおり意見を述べる。

記

**第1 本件文書提出命令の申立ての対象文書**

平成〇年〇月〇日付け文書提出命令申立書による文書提出命令の申立て  
(以下「本件申立て」という。)は、原告○〇〇〇と被告○〇〇株式会社  
(以下「被告会社」という。)との間の〇〇地方裁判所平成〇年(〇)第  
〇〇〇号損害賠償請求事件において、被告会社が文書所持者である本職に  
対し、「原告に係る労働者災害補償保険法の業務上外認定に関する一件記

録」のうち、被告会社の申立てに係る平成〇年〇月〇日付けの文書送付嘱託に対して、本職が送付を差し控えた文書の提出を求めるものである。

本件申立ての対象文書は、平成〇年〇月〇日付け聴取書（以下「本件文書」という。）と特定する。

## 第2 意見の要旨

本件文書は、民事訴訟法220条4号口に該当する。

したがって、本件申立ては却下されるべきである。

## 第3 民事訴訟法220条4号口について

### 1 民事訴訟法220条4号口「公務員の職務上の秘密」の意義

民事訴訟法220条4号口にいう「公務員の職務上の秘密」とは、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいうと解すべきである（最高裁判所昭和52年12月19日第二小法廷決定・刑集31巻7号1053ページ、最高裁判所昭和53年5月31日第一小法廷決定・刑集32巻3号457ページ参照）。そして、上記「公務員の職務上の秘密」には、公務員の所掌事務に属する秘密だけでなく、公務員が職務を遂行する上で知ることができた私人の秘密であって、それが本案事件において公にされることにより、私人との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な運営に支障を来すこととなるものも含まれると解すべきである（最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定・民集59巻8号2265ページ）。

### 2 民事訴訟法220条4号口「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」の意義

民事訴訟法220条4号口にいう「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」とは、単に文書の性

格から公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずる抽象的なおそれがあることが認められるだけでは足りず、その文書の記載内容からみてそのおそれの存在することが具体的に認められることが必要であると解される（前掲最高裁平成17年10月14日第三小法廷決定）。

そして、公務員の職務上の秘密に関する文書が、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるものといえるかどうかは、個々の文書ごとに、その性質、法的根拠、記載内容・方法、公にされた場合の弊害の有無、内容、程度等を考慮して判断すべきである（松並重雄・最高裁判所判例解説民事篇平成17年（下）728ページ（注26））。

#### 第4 最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定の要旨

第5において本件文書について検討する前提となる最高裁判所の決定について、その要旨を記載する。

- 1 文書提出命令に関しては、労働安全衛生法に基づき労働災害の発生原因等の調査結果が記載された災害調査復命書が民事訴訟法220条4号ロに該当するか否かが争われた事件についての最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定（以下「最高裁決定」という。）が示されており、その要旨は以下のとおりである。  
2 労働災害が発生した際に労働基準監督官等の調査担当者が労働災害の発生原因を究明し同種災害の再発防止策等を策定するために調査結果等を踏まえた所見をとりまとめて作成した災害調査復命書には、①当該調査担当者が事業者や労働者らから聴取した内容、事業者から提供を受けた関係資料、当該事業場内での計測、見分等に基づいて推測、評価、分析した事項という当該調査担当者が職務上知ることができた当該事業者にとっての私的な情報のほか、②再発防止策、行政指導の措置内容についての当該調査担当

者の意見、署長判決及び意見等の行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されている。

「②の情報」に係る部分は、行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されたものであり、その記載内容に照らして、これが本案事件において提出されると、行政の自由な意思決定が阻害され、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在することは明らかである。

「①の情報」に係る部分は、事業者や労働者からの聴取内容がそのまま記載されたり、引用されたりしているわけではなく、当該調査担当者において、他の調査結果を総合し、その判断により上記聴取内容を取捨選択して、その分析評価と一体化させたものが記載されていること、調査担当者には、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査するなどの権限があり、これらに応じない者は罰金に処せられることとされていることなどにかんがみると、「①の情報」に係る部分が本案事件において提出されることにより公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するということはできない。

## 第5 本件文書の検討

### 1 本件文書の概要

本件文書は原告を供述者とする聴取書であり、労働基準監督署の調査担当者が供述者から聴取した内容がそのまま記載されている。具体的には、冒頭において、住所、職業、氏名及び生年月日により供述者が特定された上、特定の日付、場所において「次のとおり聴取した」旨記載され、当該記載以降、聴取書のほぼ全般にわたって、供述者を一人称とする口語調の聴取内容が、内容に応じて項目を付された上で記載されている。そして、その末尾には、当該供述者において記載された聴取内容に誤りがないことを確認して署名押印した旨の記載とともに、当該供述者の署名押印がされ

ている。聴取内容の表現は、主観的なもので、また、聴取に係る事実の経験者の供述として迫真性の高いものとなっている。また聴取書に、調査担当者の分析評価等は含まれていない。

## 2 本件文書に記載された聴取内容

本件文書に記載された聴取内容は、原告が労災請求に至った経過等のほか、被告会社の関係者に対する供述者の主観的な評価といった供述者の内心に属する事項や、供述者の家庭環境、供述者の過去における医療機関への受診歴、供述者の住所、職業、氏名及び生年月日といった専ら供述者の個人的な事項も含まれている。

3 本件文書に記載された聴取内容は、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められ、これを提出することにより、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すること

(1) 本件文書に記載された聴取内容は、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められること

本件文書に記載された聴取内容は、供述者の個人的な事項も含めてそのまま記載され、公務員が職務上知り得た私人の秘密に該当するものであり、これが本案事件において提出されることにより、供述者との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な運営に支障を来すこととなるということができるから、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められる。

(2) 本件文書を提出することにより、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すること

本件文書に係る供述者は、聴取内容が飽くまで労災請求に対する判

断の資料として用いられるものとの前提で聴取に応じているものと考えられる。したがって、聴取内容が広く一般に公開されることまで受け入れ、若しくは予想して供述に応じているものではないと考えるべきである。

そして、本件文書においては、当該聴取内容が調査担当者によって総合されることもなく、また、調査担当者の分析評価と一体化されることもなくそのまま記載され、かつ、当該聴取内容に係る供述者が特定されているから、これを開示することにより、当該労災認定の手続において、当該供述者がどのような事項を供述したかがその内心に属する事項とともに明らかとなる。そうなれば、供述者において、供述者が主観的な評価を述べた者から有形・無形の不利益な取扱いを受け  
ることを危惧することは十分に考えられる。

そうであるからこそ、労働基準監督署長としても、聴取書を提出するような場合には、提出するについて供述者の同意の有無を確認することとしているのである。また、労働基準監督署長による確認を受けた上で提出に同意しなかった供述者としては、それにより聴取書を提出されないことについてより高い期待・信頼を抱くことになっているというべきである（本件文書に係る供述者は、当該文書を提出することについて同意しない旨の意思を表示している。）。

しかも、本件文書に記載された聴取内容は、上記2で述べたとおり、  
被告会社の関係者に対する供述者の主観的な評価といった供述者の内心に属する事項や、供述者の家庭環境、供述者の過去における医療機関への受診歴、供述者の住所、職業、氏名及び生年月日といった専ら供述者の個人的な事項も含まれているのである。

さらにいえば、本件申立ての立証趣旨（原告が精神疾患を罹患した原因出来事であると主張する送別会が被告会社の業務とは関係のない

ものであること)との関係において、上記のような事項がすべて明らかにされる必要があるとも考え難い。

自らの個人的な事項に関する供述がその供述したままに、しかもそれが真に必要とされるわけでもないところで提出されることとなれば、何人でも原則として閲覧でき、また当事者及び利害関係者に謄写され得る状態（民事訴訟法91条）となり、その結果、聴取内容が飽くまで労災請求に対する判断の資料として用いられるものであるとの供述者からの信頼を著しく損なうことは明らかである。そうすると、供述者が自らの個人的な事項に関する供述を差し控えたり、ありのままを供述することを躊躇することが考えられ、その結果、適正な労災認定が困難となる。

特に、本案事件における原告のように精神障害を発病したとして労災請求がなされた場合においては、行政は、平成23年12月26日付け基発第1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（以下「通達」という。）に基づき、業務における出来事のみならず、業務以外の出来事の有無とその内容のほか、精神障害の既往歴、アルコール依存状況等といった請求人の個体側要因についても調査（通達第2の3、第4の3）した上で、それらを総合的に評価して業務上外の判断をする必要があるところ、供述者から自らの個人的な事項についての率直な供述を得られないこととなると、精神障害事案の適正な労災認定に困難を来すこととなる。

したがって、本件文書を提出することにより、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在する。

4 本件文書は、最高裁決定に照らしても、その提出により公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すると考えられること

上記第4の最高裁決定は飽くまで事例判断に過ぎない（松並重雄・最

高裁判所判例解説民事篇平成17年(下)728ページ(注26)も  
のではあるが、本件文書は、上記3の(1)に述べたとおり、公務員が職務  
上知り得た私人の秘密に関する情報が記載されており、これは最高裁決定が示した「①の情報」に形式的には該当するものである。しかしながら、最高裁決定は「①の情報」に係る部分について、「聴取内容がそのまま記載されたり、引用されたりしているわけではなく、当該調査担当者において、他の調査結果を総合し、その判断により上記聴取内容を取捨選択して、その分析評価と一体化させたものが記載されていること」を理由として、「①の情報」に係る部分が提出されることにより公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するということはできないと判断されたものである。そうすると、本件文書には、上記3の(2)に述べたとおり、聴取内容が調査担当者によって総合されることもなく、また、調査担当者の分析評価と一体化されることもなくそのまま記載されていることから、最高裁決定に照らしても、本件文書はこれを提出することにより公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するというべきである。

## 5 調査権限や罰則が存在するとしても、聴取内容を提出することにより、供述者の協力を得ることが困難となり、公務の遂行に著しい支障を生ずること

上記第4の最高裁決定は、災害調査復命書には、関係者からの聴取内容がそのまま記載されているわけではないことのみならず、労働基準監督署長には、関係者からの報告の提出等の権限があり、これに応じない場合の罰則も設けられていることも合わせて関係者の協力を得ることが著しく困難とはならないと判断している。

しかし、最高裁決定でいう権限や罰則は、労働安全衛生法に基づくものであり、同法の違反(同法120条4号、5号)については、労働基

準監督官は同法92条に基づき、自ら捜査し、検察庁に送致できるものである。一方、本件における関係者からの報告の提出等の権限や罰則に関しては、労働者災害補償保険法に基づくものであり、同法の違反（同法53条1号、2号）について、労働安全衛生法におけるように労働基準監督官が自ら捜査する権限はなく、警察機関に告発するのみである。このように、労働安全衛生法に基づく権限と労働者災害補償保険法に基づく権限は強制力の程度が異なっており、これらを同視することはできない。

のことから、労働者災害補償保険法に基づく調査権限は、労働安全衛生法におけるような捜査権限を背景にしたものではないことから、供述者との信頼関係がより重要となるところである。

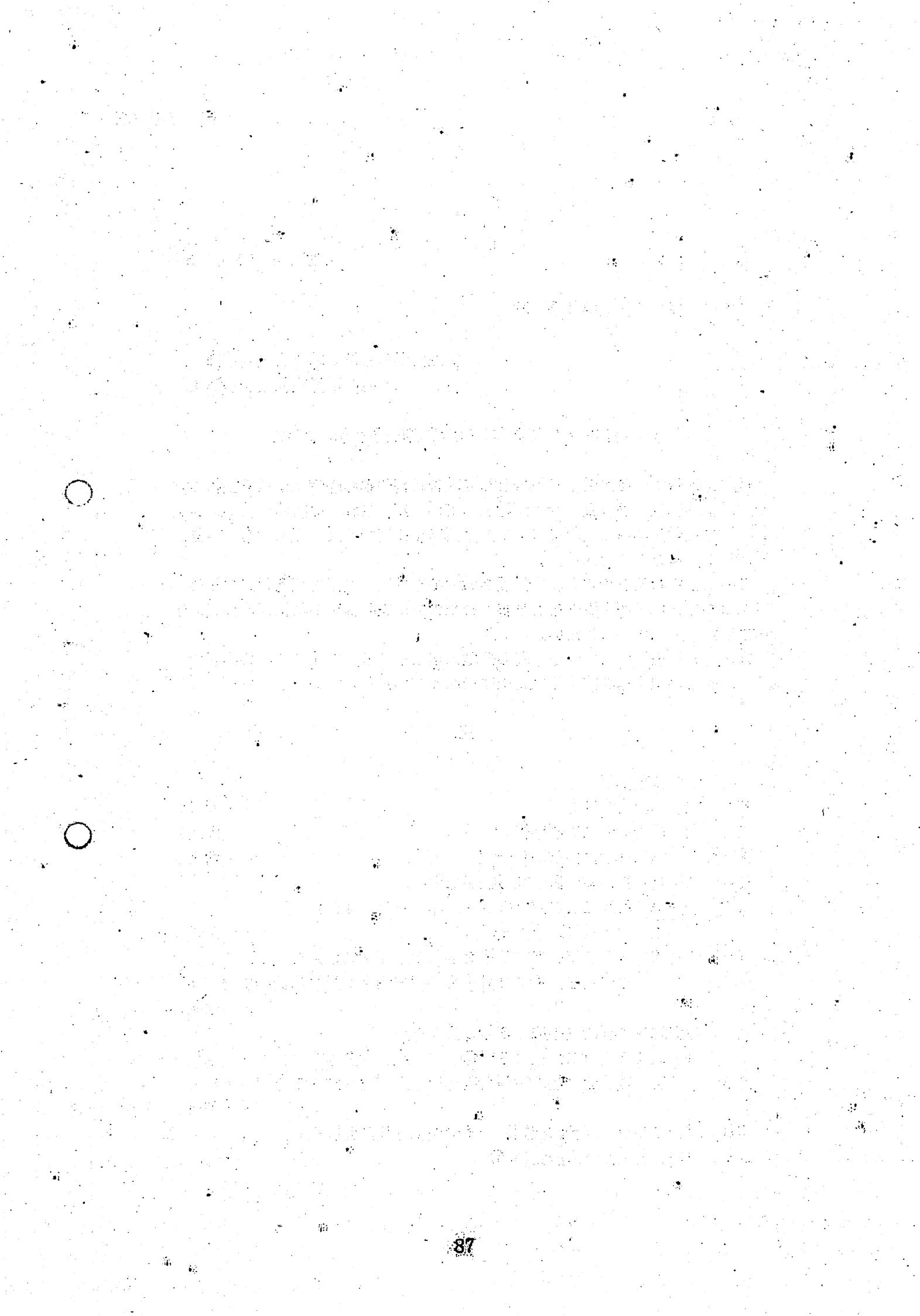
したがって、本件のように、労災認定に関する調査において、その円滑な遂行のために十分な供述を得るために、供述の契機があるということだけでは足りず、供述者の積極的な態度や自由な会話の機会を持つことが必要かつ重要であり、そのためには供述者の信頼を確保することが必要である。

供述者が、民事訴訟において一般に公開され、何人でも原則として閲覧でき、当事者・利害関係者に謄写され得る状態となることを懸念して積極的な協力が得られない場合に、罰則を背景とした強制的な契機により供述を求めたとしても、供述者の反感を買い、調査担当者の質問に対する必要最小限の回答しか得られないことは明らかである。そのような場合、一応虚偽ではない回答を得ることができたとしても、調査の円滑な遂行に十分な回答や、新たな調査の観点、端緒となるような回答を得ることができなくなる。供述者の積極的な供述を得ることにより、新たな事実・端緒を得ることができ、さらにそれに基づく調査を行うことにより、適正な事実認定が可能となるのである。適正な事実認定を円滑に

行うことができなければ、公務の遂行に著しい支障を生ずることは明らかである。

#### 6 烏取地方裁判所倉吉支部平成21年9月29日決定について

鳥取地方裁判所倉吉支部平成21年9月29日決定（公刊物未登載）は、本件と同様に労災認定の手続において作成された同僚等の聴取書等について、民事訴訟法220条4号ロに該当すると判断し、労働基準監督署長の文書提出義務を否定した。同決定については上訴がなく確定している。



事務連絡  
平成23年6月15日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課労災保険審理室長

文書提出命令に係る業務参考資料の送付等について

近年、被災労働者が会社を被告として精神障害や脳心臓疾患に係る会社の安全配慮義務違反を争う民事訴訟が増加しているが、これらの訴訟に伴い、当該事案の労災認定に係る資料について民事訴訟法に基づく文書提出命令の申立が増加しているところである。

このような状況を踏まえ、文書提出命令の申立及び決定に係る対応のため、下記の1のとおり関係資料をとりまとめたので、文書提出命令に係る業務の処理に当たって参考とされたい。

また、文書提出命令に係る業務の処理に当たっては、下記の2の各事項に留意し、的確かつ迅速な業務処理の徹底を図っていただきたい。

記

1 業務参考資料関係

- |  |        |
|--|--------|
| 第1 文書提出命令一覧                                  | ・・・別紙1 |
| 第2 文書提出命令に係る手続                               | ・・・別紙2 |
| 第3 文書提出命令に係る決定一覧                             | ・・・別紙3 |
| 第4 災害調査復命書に係る文書提出命令                          |        |
| (1) 最高裁判所第三小法廷(平成17年10月14日)                  |        |
| (平成17年(許)第11号)                               | ・・・別紙4 |
| (2) 名古屋高等裁判所金沢支部第2部(平成17年3月24日)              |        |
| (平成16年(ラ)第28号 文書提出命令に対する即時抗告事件)              | ・・・別紙5 |
| (3) 金沢地方裁判所(平成16年3月10日)                      |        |
| (平成15年(モ)第234号 文書提出命令申立事件)                   | ・・別紙6  |
| 第5 財団法人法曹会 最高裁判所判例解説民事篇平成17年度(下)             | ・・・別紙7 |
| 第6 パンフレット「行政機関のための法律意見照会制度」<br>(法務省大臣官房公務部門) | ・・・別紙8 |

## 2 留意事項

### (1) 文書提出命令の申立があった場合

#### ① 労災保険審理室への迅速な報告

原告ら民事訴訟当事者から監督署長等が保有している労災認定に関する文書を対象とした文書提出命令の申立があった場合は、直ちに労災保険審理室に報告すること。

#### ② 法務局への情報提供

文書提出命令の申立があった場合は、速やかに裁判所の所在地を管轄する法務局の訟務担当部署に情報提供すること。

#### ③ 法務局への意見照会

文書提出命令に係る審尋手続に基づき裁判所から意見を求められた場合（民訴法223条2項）、文書の提出を拒否すべきと思料される際には、行政庁が裁判所に提出する意見案について、裁判所の所在地を管轄する法務局の訟務担当部署に意見照会するとともに、同命令が発せられた際の即時抗告の要否等について、あらかじめ協議しておくこと。

#### ④ 意見案の労災保険審理室への送付

労災補償課長は、上記③の意見照会をする際には、事前に労災保険審理室に相談したうえで、意見案を送付すること。

### (2) 文書提出命令の決定があった場合

#### ① 労災保険審理室への迅速な報告

文書提出命令の決定がなされた場合、労災補償課長は決定書を直ちに労災保険審理室にメール等により送付すること。

なお、文書提出命令は、労災認定に関する文書を保有する労働基準監督署長に対して行われることから、署から局への速やかな報告の徹底を図ること。

#### ② 即時抗告の申立手続

行政庁において即時抗告が必要と考える場合、1週間以内に即時抗告を行う必要がある（民事訴訟法332条）ことから、速やかに即時抗告する理由案を作成し、労災保険審理室及び法務局と協議すること。

**行政不服審査法に基づく審査請求一覧  
(平成30年度受付分)**

平成31年1月末時点

不服申立内容	件数
労災就学等援護費の不支給の取消を求めるもの	5
労災就労保育援護費の不支給の取消を求めるもの	1
事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害に係る費用徴収金の徴収決定処分の取消を求めるもの	5
保険関係成立に係る手続を行っていない間に生じた業務災害に係る費用徴収金の徴収決定処分の取消を求めるもの	1
アフターケア健康管理手帳の不交付の取消を求めるもの	3
アフターケア通院費の不支給の取消を求めるもの	1
義肢等補装具不承認の取消を求めるもの	2
労働基準監督署長の不作為	3
特別支給金の不支給の取消を求めるもの	1
合 計	22

(平成30年1月末時点:19件)